



お 麻

み 績



輝く明日に向かってスタート

人口 2,556人(男 1,231人 女 1,325人) 世帯数 1,090戸 (R4.10.1現在)

広 報
No.156

2~14

議会だより
No.146

15~23

農業委員会だより
No.56

24~27

村のホームページアドレス



10月23日開催
信州聖山天空ラン
[スタート地点] シェーンガルテンおみ

麻績 広報

No.156

発行 麻績村

編集 村づくり推進課

〒399-7701

長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地

電話0263-67-3001

FAX0263-67-3094

表紙写真

信州聖山天空ラン

- ☆高騰が続く燃料費用新たな支援策……2
- ☆防災～備えることの大切さ～……3
- ☆令和3年度決算状況……4
- ☆麻績日記……7
- ☆各課からのお知らせ……8
- ☆健康と福祉のひろば……10
- ☆観光情報・関係機関からのお知らせ……13

高騰が続く燃料費用 新たな生活支援策実施

夏に猛威をふるった新型コロナウイルスの感染も、最近では落ち着いてきておりますが、インフルエンザが心配される季節となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症などを要因とした経済や生活に及ぼす影響は未だおとろえず、多くの生活用品の値上げが続いています。

令和2年度から国による新型コロナ対応臨時交付金が創設され、交付金を財源として村では「おみぽん商品券」など住民の方の生活を直接支援するものや、影響を受けた商工業者の方の支援などを行ってきました。10月からはじまった多くの食料品の値上げや、電力・ガスなどのエネ



ルギー価格の高騰を受け、国では同臨時交付金内に新たにエネルギーや食料品の価格高騰に対して支援を行う「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設しました。村ではこの交付金を活用し、冬を

迎えるにあたり必要となってくる燃料購入費用に対して商品券の発行を行い、住民の方への直接的な生活支援策を実施します。

筑北地域共通燃料購入商品券配布

村では筑北村と共同し原油価格高騰による生活等緊急支援として、筑北地域共通燃料購入商品券を10月下旬から郵送にて配布していますのでご活用ください。



配布金額
村民一人当たり7,000円

利用期限
令和5年2月28日(火)まで

利用対象品目
ガソリン・軽油・灯油のみ

対象者
令和4年9月1日現在麻績村に住民登録がある者

また、母子健康手帳が交付され、令和5年4月1日までに出産予定の方には一人分追加配布となります。利用可能事業所

麻績村・筑北村内の燃料取扱事業所(商品券と同封の通知をご覧ください)

◇お問い合わせ先

役場村づくり推進課
☎0263(67)4851

空き家改修補助が始まりました

村内にある空き家を有効活用することで麻績村への移住促進を図ることを目的として、空き家の再利用に必要な改修工事や、不要な家財道具の処分に対して補助する「麻績村空き家改修及び片づけ等事業補助金」を令和4年6月に新設しました。

交付対象となる方は、村内に空き家がある所有者、または空き家を取得借用して居住する方です。また、補助を受けるためには、麻績村空き家等情報に登録するなどの条件があります。対象となる工事は、建築工事、内外装工事、屋根工事、給排水設備工事などの空き家に居住するために必要なもので、麻績村商工会に加入している業者に発注して行う10万円以上のものとなります。

また、空き家に居住するために行う不要な家財道具の片付けや、ハウスクリーニングも補助金の対象となります。

この機会に空き家の改修等をご検討ください。

◇お問い合わせ先

役場振興課
☎0263(67)4853

天災は忘れたころにやって来る

「備えることの大切さ」

例年心配される台風の影響も今年
は大きな被害につながらず、一安心
といったところですが、近年は線状
降水帯がもたらす局地的な豪雨が各
地で大きな被害につながっています。
その都度言われるのが、「想定を超
えるものであった」ということです。

また、地震に至っては事前に予測
できずに起こります。普段から油断
せずに備えていくことが大切です。

日ごろから避難準備を

村防災訓練開催

村では2回目となる防災訓練を8
月28日、村内各地に分かれて行いま
した。記憶に新しい令和元年の台風

19号災害
や、近年
頻発する
大雨の傾
向を加味
し、新型
コロナウ
イルス感
染症が蔓
延する中



▲吹き出し訓練

でしたが、災害に備える必要がある
と判断し実施したものです。

訓練は台風接近に伴う豪雨により
土砂災害が発生したと想定し、村内
全域に「高齢者等避難」を発令。指
定避難所となる地区公民館で、避難
所の開設

訓練や災
害対策本
部との連
絡手段な
どを確認
しました。

また、地
域交流セ
ンターで
は、職員により段ボールベッドや簡
易テントの組み立て訓練が行われ、
有事に備えました。



▲簡易テント組み立て訓練

「密」を避けることから、自主防災
組織の役員など、少人数での訓練を予
定しましたが、地区によっては自主訓
練として、区民全員に呼びかけ、炊き
出し訓練を行った地区もありました。

災害はいつ起こるかわかりません。
避難バックや持ち出し品の準備の他、

家族等の間でも非常時の連絡手段を
決めておくなど、日頃からの備えが
大切です。今回の訓練により各個人
の災害対策への意識が高まり、災害
に強い「まちづくり」につながれば
幸いです。

開催にご協力いただいた自主防災
組織の役員の方々に感謝いたしま
す。

緊急時に備えて

合同避難訓練開催

役場や小学校など、近隣の公共施
設合同の避難訓練が8月31日に行わ
れました。近年のコロナ禍もあり、
3年ぶりの開催となりました。

訓練は大型地震によって庁舎から
火災が発生したことを想定し行いま
した。避難経路の確保や消防署への
通報訓練、

消火器を
使った初
期消火訓
練などを
行い、緊
急時でも
慌てず行
動できる
よう確認
しました。



▲小学生の避難

第22回 防災コラム 寄付も立派なボランティア 大きく役立つ「お金」の支援

「ボランティアには行けないけれど、募金なら」、という方も多いでしょう。それもとてもありがたい支援なのです。寄付したお金がどのように使われるのか、知っておきたいところです。

被災者に送られる「義援金」と支援活動を支える「支援金」

大規模な災害の発生を受け、各所で行われる寄付は、一般的に「義援金」と「支援金」に分けられます。「義援金」は自治体などを通じ被災者に直接届けられるお金。一方「支援金」は被災地で活動するボランティアやNPO法人などの支援団体に渡り、その目的に応じて使われるお金です。

どちらの寄付も、金額によっては税制上の優遇措置が受けられますので、寄付した際に渡される領収証は取っておきましょう。

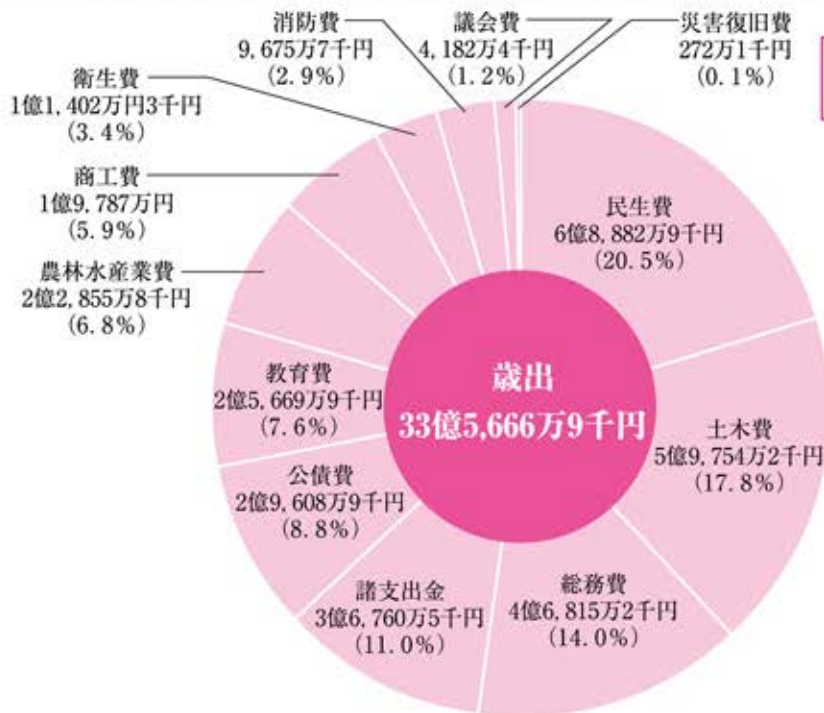
「赤い羽根の共同募金」も被災地のために

おなじみの「赤い羽根共同募金」ですが、災害時にも大いに役立てられています。同募金に集まった寄付金は、その3%を上限に「災害等準備金」として積み立てられ、災害発生時に被災地のボランティアセンターの運営を支える大切なお金になっています。



決算状況（事業紹介）

一般会計（単位：千円）



〔介護施設指定管理事業〕
（デイサービスセンターひじり）

デイサービスセンターひじりの運営を社会福祉協議会に指定管理委託をいたしました。これにより、村内の介護保険サービスの充実が図られました。



〔耐震性貯水槽整備事業〕
（上井堀地区）

火災発生時の初期消火用の水としてはもちろん、大規模災害時にも活用できる耐震性貯水槽（40㎡）の整備を行いました。

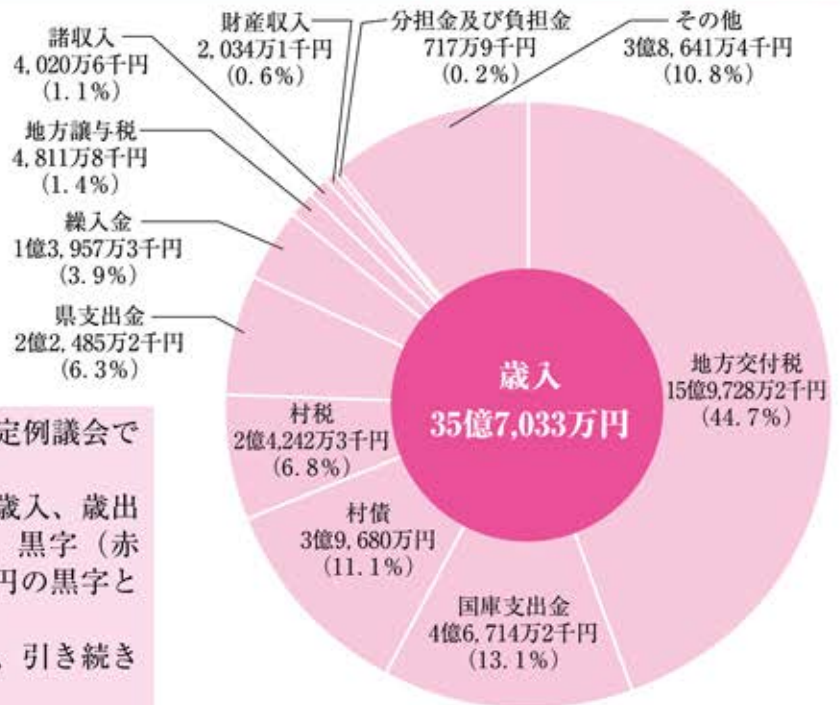
【歳出用語解説】

- 議会費：議会活動に使われたお金
- 総務費：人事・企画・財政・交通安全などの事業に使われたお金
- 民生費：高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉の充実などに使われたお金
- 衛生費：病気予防のための各種検診や、ごみ処理などに使われたお金
- 農林水産業費：農林業の振興などに使われたお金
- 商工費：商工業や観光の振興などに使われたお金

- 土木費：道路、河川、住宅建設の整備などに使われたお金
- 消防費：災害や救急業務、消防団の運營業務などに使われたお金
- 教育費：学校、社会教育、歴史保存の充実などに使われたお金
- 公債費：事業を行うために借りたお金の返済に使われたお金
- 諸支出金：各種基金の積み立てなどに使われたお金
- 災害復旧費：自然災害によって被害を受けた施設等を直すために使われたお金

令和3年度

歳入 35億7,033万円
 (前年比 0.3%減)
歳出 33億5,666万9千円
 (前年比 0.4%減)
翌年度へ繰り越すべき財源
 1億988万6千円
 (前年比 5.2%増)
実質収支 1億377万5千円
 (前年比 2.3%減)



令和3年度決算がまとまり、9月の定例議会で8会計の決算が認定されました。

令和3年度は、一般会計においては歳入、歳出ともに前年度を下回りました。また、黒字(赤字)を示す実質収支額は1億377万5千円の黒字となりました。

今後も歳出の見直しなどに取り組み、引き続き財政の健全化に努めてまいります。



〔橋梁架替事業〕
(矢倉橋)

地元の文化、歴史をつないできた橋が、新たに生まれ変わりました。



〔移住定住促進住宅整備事業〕
(桑山地区)

北アルプスの眺望と里山風景が広がる場所に、定住を目的とした住宅を新たに4棟建築しました。

●特別会計決算の状況

単位：千円

会計名	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	293,378	264,585	28,793
聖高原別荘地地上権分譲事業	519	0	519
住宅団地分譲事業	15,477	15,477	0
下水道事業	147,962	143,498	4,464
水道事業	144,804	142,870	1,934
介護保険	528,235	462,254	65,981
後期高齢者医療	47,472	46,700	772

●基金残高の状況(令和3年度末)

単位：千円

財政調整基金	907,800	村営バス事業基金	10,300
農業構造改善事業基金	223,220	福祉基金	121,800
土地開発基金	145,629	水道事業基金	213,100
減債基金	300,100	観光事業振興基金	241,600
地域振興基金	53,300	教育施設整備事業基金	76,500
高等学校生徒奨学金基金	1,781	環境衛生事業基金	145,500
下水道施設整備基金	329,900	介護保険支払準備基金	56,094
国民健康保険支払準備基金	70,004	情報通信施設整備基金	173,500
森林環境譲与税基金	2,190	合計	3,072,318

【歳入用語解説】

村税：村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税などのお金

地方交付税：村の財政力に応じて国から交付されるお金

国庫(県)支出金：事業に対して国(県)から交付されるお金

繰入金：基金などの積立金を取り崩し、その用途に応じて繰り入れるお金

諸収入：他の事業科目に含まれない収入を包括したお金

村債：村の自主財源だけでは実施が困難な事業をする時に借りるお金

麻績村の財政状況について ～健全な財政状況を維持～

①麻績村の財政は黒字？

地方財政の黒字または赤字は、「**実質収支**」という指標によって示されます。

令和3年度決算の「**実質収支**」は**1億377万5千円**であり、**麻績村の財政は黒字**ということになります。

実質収支(1億377万5千円) = 歳入総額(35億7,033万円) - 歳出総額(33億5,666万9千円)

- 翌年度に繰越すべき財源(1億988万6千円)

②借金はどれくらい？

家庭における借金は、地方財政では「**地方債**」が該当します。

道路など公共施設の整備には多額のお金が必要となります。これをその年の収入だけで賄ってしまうと他の仕事ができなくなるため、地方債を活用して年度間の負担調整を図っています。

また、公共施設などは将来の世代も利用するものであるため、地方債には世代間の負担を公平にする役割もあります。

麻績村では、令和3年度末の地方債残高は31億2,389万4千円となっています。ただし、この地方債は大部分が過疎債などの有利な起債のため、実質的な返済額は約4分の1程度です。ちなみに、貯金にあたる基金は総額30億7,231万8千円となっています。

③借金返済の負担状況はどのようなの？

家庭において、家や車のローンなどの借金返済額が、収入に占める割合として大きくなればなるほど家計は苦しくなります。

地方財政では、「**実質公債費比率**」という指標によって、収入に対する借金返済額の割合が示されます。借金返済の負担が多すぎないかをチェックする指標です。25%を超えると要注意状態、35%を超えると自主的に財政を立て直せない状態にあることとなります。

令和3年度決算の「**実質公債費比率**」は**5.3%**で、**基準値を超えることはありませんでした。**

●令和3年度決算に基づく麻績村の健全化判断比率

健全化判断比率		麻績村の数値	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率	村の会計における実質的な収支が黒字か赤字かを判断するための指標です。	赤字はありません	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	村の全会計の合計の実質的な収支が黒字か赤字かを判断するための指標です。	赤字はありません	20.0%	30.0%
実質公債費比率	村の通常的な収入に対して、一般会計などが負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標です。	5.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	村の通常的な収入に対して、将来負担しなければならない借金などの大きさを示す指標です。	数値は算出されません (※現在村の抱える将来的な負担は、基金や交付税などの充当可能財源で全てまかなうことが出来ます。)	350.0%	
資金不足比率	村の公営企業会計における事業規模に対する資金の不足額の割合を示す指標です。	資金不足はありません	経営健全化基準 20.0%	

麻績日記

令和4年度

地区懇談会開催

新型コロナウイルス感染症により、令和2年度から中止となっていました地区懇談会が、23地区で行われました。

今回は、塚原村長が就任後初めての懇談会となり、有害鳥獣対策や空き家対策、松くい虫の被害対策など、それぞれの地区の抱えている課題について、様々なご意見やご要望をいただきました。これらの内容を精査し、今後の施策に反映できるように、努めてまいります。



第58回聖高原 納涼煙火大会開催

新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見送っていた聖高原煙火大会が、緊急事態等の行動制限がないこと、屋外イベントとして対人距離の確保が可能であること等を考慮し、8月14日

3年ぶりに開催されました。当日は、消防・警察・安全協会等関係機関のご協力のもと、天候にも恵まれ、村内外127の事業者や個人からご協賛をいただいた花火が、夏の夜空を彩りました。

二十歳の集い開催

例年成人を祝う式典とし

て実施していた「成人式」ですが、成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、その開催について、祝賀会を合同開催する筑北村と話し合いを進めてきました。対象者を今までどおり20歳とし、名称を「二十歳(はたち)の集い」として8月15日に開催することとなりました。

各村での式典終了後に、両村の対象者が麻績村の地域交流センターに集まり、「合同近況報告会」が開催されました。

感染症対策のため、飲食を伴う祝賀会は行いませんでしたが、両村の対象者は現状や今後の進路など発表



し合い、旧友や恩師との再会を喜び合っていました。

新型コロナウイルス感染症で様々な影響を受け、我慢を強いられてきた若者たちですが、今を力強く生きていく様子や、夢に向かって努力している姿がうかがえ、嬉しく感じました。

最後は両村の対象者全員がステージに上がっての記念撮影。多少「密」ではありましたが、皆が集まれることに喜びを感じる時間となりました。

社会福祉協議会 夕涼みイベント開催

8月28日夕方、麻績小学校校庭、シエーンガールテノおみ広場の両会場でカウントダウンの声にあわせてたくさん風船が放たれました。色とりどりの風船は、青空高く吸い込まれていき、両会場に集まった約60人の参加者から歓声があがりました。

このイベントは新型コロナウイルス感染症の流行の



ため3年間中止となっていた「ふくしのつどい」の代替えで麻績村社会福祉協議会が開催したものです。「夕涼みイベント」として行った風船飛ばしは、「おみの空からつなげようくらしの中のしあわせを」のテーマどおり両会場やデイサービス施設をつなぎ参加した方の想いを乗せて高く飛びました。また風船飛ばしに引き続き、日本栄養士会主催のイベント「栄養ワンダー」が行われ、管理栄養士から栄養についての説明と啓発用食品が配布されました。来年はコロナが収束し「ふくしのつどい」が開催できるように願います。

各課からの お知らせ

教育長に

加瀬浩明さん 再任

教育委員に

高野羊子さん 新任

教育長の任期満了に伴い、村議会の同意を受け、加瀬浩明教育長が再任されました。

加瀬教育長は本年4月1日に就任されましたが、前任の残任期間であったため、10月1日より2期目となったもので、任期は3年間です。

また、市ノ瀬淳一さん（横辻）の任期満了に伴い、同じく議会の同意を受け、新たな教育委員に高野羊子さん（高）が任命されました。任期は10月1日から4年間です。

麻績村固定資産評価 審査委員に

森山幸一さん 再任

村ではこのたび、村議会の同意を受け、森山幸一さん

（下田）を固定資産評価審査委員に選任しました。任期は令和4年10月1日から3年間です。

福祉バス運行日程等の変更について

令和4年10月から地区ごとの福祉バスの運行日程と運行時間の変更になりました。運行日程等の変更は毎年10月と4月の2回、半年ごとに行っています。



▲福祉バスの利用者

福祉バスは、村内居住の65歳以上の方が無料で福祉バスに乗車可能で、福祉センターにおいての福祉向上を目的として運行しています。

◇お問い合わせ先

役場住民課

☎0263(67)4854

子育て世帯生活支援 特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（児童一人当たり一律5万円）を支給します。

◇支給対象者

ひとり親世帯以外で、令和4年度中に18歳になるまでのお子さん（障がいの状態にあるお子さんの場合は20歳未満）を養育している方で次の①又は②に当てはまる方

①令和4年度の住民税（均等割）が非課税の方

②令和4年1月以降の収入が急変し、「住民税（均等割）非課税相当の収入」となった方

◇申請期限

令和5年2月28日（火）

◇お問い合わせ先

役場住民課

☎0263(67)4854

野ネズミ一斉駆除の 実施について

農地等に生息し、農作物等に危害を加える「野ネズミ」の一斉駆除を、12月4日（日）に実施いたします。必要な薬剤の量を把握するため、10月の農家組合回覧により、各戸単位から数量を受け付けています。

また、薬剤は昨年と同じものとなります。配布は例年通り、農家組合班長や役員を通して行います。

◇お問い合わせ先

役場振興課

☎0263(67)4853

自宅の耐震診断を しませんか

村では住宅の耐震診断を希望される方を募集しています。自分の身は自分で守るためにも、ご自宅の耐震状況を知っておくことは大切です。ご希望の方は、役場振興課へお申込みください。

◇申込期限

令和4年11月30日（水）



※今年度最後の募集となります。

◇診断対象

昭和56年5月31日以前に建築された、戸建て木造住宅

◇診断費用

無料

※実施可能件数に限りがあります。先着順

◇診断手順

村が委託する木造住宅耐震診断士が行います。ご自宅に伺って診断を行い、後日、診断結果と耐震補強案の説明をいたします。※補強工事を強制することはありません。

◇お問い合わせ先

役場振興課

☎0263(67)4853

そば・麦コンバイン 稼働!

村内の遊休荒地解消や、
営農支援を目的とし、「長
野県地域発元気づくり支援
金」を活用して、そば・麦
コンバインを導入しました。
そばの圃場で10月から稼
働しています。



▲導入した汎用コンバイン

コンバインの活用により、
作業の安定化を図ることで、
農業のしやすい環境を整え、
就農を見据えた移住定住施
策につなげていきます。

おみぼん商品券使用期限
は12月31日までです

新型コロナウイルス感染
症対応地域支えあい生活支

援商品券(通称「おみぼん商
品券」)の使用期限は令和4
年12月31日(土)までです。
お早めにご使用ください。



ホット・情報麻績が
スマートフォンでも
ご覧いただけます

村では「マチイロ(無料の
アプリケーションソフト)」
による「ホット・情報麻績」
の配信を行っています。今
まで忙しくて広報紙を読め
なかつた方や村外の方も、
スマートフォンやタブレッ
ト端末で、いつでも簡単に広
報紙を読むことができます。
スマートフォンなどで「マ
チイロ」のホームページま
たは左のQRコードからア
クセスしアプリをダウンロ
ードしてください。



マイナンバーカードを作りますか?

住民課窓口にお越しいただくと
職員が写真撮影(無料)から申請までをお手伝いします。
(※申請に掛かる時間は10分程度)
出来上がったマイナンバーカードは自宅へ郵送いたします。



申請には、下記の書類が必要となりますので忘れずにお持ちください。

- 通知カード
- 以前に送られている申請書(※お持ちであれば)
- 住民基本台帳カード(※お持ちの方のみ)
- 本人確認書類(※コピー不可)



【A】1点

運転免許証、パスポート、在留カード、住民基本台帳カード(顔写真付きに限る)、
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 等

【B】2点(氏名、生年月日または住所が記載されているもの)

各種健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療受給者証、社員証、学生証 等

※マイナポイント第2弾(最大20,000円分のマイナポイント)の対象となるマイナンバー
カードの申請期限が「令和4年12月末」までに延長となりました。

※マイナポイントの申請期限は「令和5年2月末」となっています。



お問い合わせ先 役場住民課 ☎0263(67)4854

健康と福祉のひろば

65歳以上及び生後6か月から18歳(高校3年生)の方へ

令和4年度 インフルエンザ予防接種事業のお知らせ

村では、この冬のインフルエンザ流行に備えて、インフルエンザ予防接種にかかる費用の一部について、次のとおり補助を行います。

①65歳以上の方 (定期予防接種)

- ・接種日に麻績村に住所のある65歳以上の方
- ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスの疾病により身体障害者手帳1級を有する方

補助期間	令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火)
補助額	1,000円(接種が受けられなかった場合は、予診費用の自己負担920円)
補助金の申請方法	<u>補助申請の手続きは不要です</u> 。医療機関窓口で自己負担額(1,000円)のみお支払いください。 ※一部医療機関では、後日補助申請が必要な場合があります。詳しくは各ご家庭に配られた通知をご確認ください。

②生後6か月から高校3年生までの方 (任意予防接種)

- ・接種日に麻績村に住所のある生後6か月～18歳(高校3年生)のお子さん

補助期間	令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火)
接種回数	生後6か月～12歳：2回 13歳以上：1回
補助額	接種1回につき2,000円 接種が受けられなかった場合の予診費用への補助はありません。
補助金の申請方法	<p><筑北地域3医療機関で受ける方> 補助申請の手続きは不要です。医療機関窓口で自己負担額のみお支払いください。</p> <p><筑北地域以外のかかりつけ医等で受ける方> 医療機関窓口で一旦、全額をお支払いいただき、後日、保健センターで補助金申請の手続きを行ってください。申請書は村のホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p><申請に必要な物> ①予防接種を受けた際の領収書、②印鑑、③振込口座がわかるもの</p>
注意事項	<p>任意予防接種とは、法律に基づかない予防接種で、本人や保護者の希望により接種するものです。</p> <p>公費助成で受けた任意予防接種により引き起こされた副反応で健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度及び村が加入している予防接種事故賠償保障保険により、一定の給付が行われる場合があります。</p>

※補助申請は、令和5年3月31日(金)までに行ってください。

～ インフルエンザ予防接種を受ける方へのお願い ～

- ・接種後も、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い・手指消毒の徹底をお願いします。
- ・接種に当たっては、あらかじめ医療機関に電話での予約をお願いします。また、体調不良等がある場合も必ず医療機関にキャンセルの電話をし、後日予約を取り直してください。
- ・インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発症を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。必ず、医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いします。



県外で受けた定期予防接種費用の補助事業を開始しました

令和4年8月から、長野県外の医療機関で定期予防接種を受ける方へ、接種費用の補助事業を開始しました。

里帰り出産や通学等の事情により、県外で定期予防接種を受ける方は、申請手続きを行うことで、村からの補助を受けることができますので、ぜひご活用ください。

◇手続きの方法

下表をご覧ください

◇補助額

実際に接種にかかった費用（上限があります）

※ワクチンごとに補助の上限額が異なります。詳しくは村ホームページをご覧ください。保健センターへお問い合わせください。

◇申請期限

該当する予防接種の最後の接種が終わった年度の3月31日まで

手続きを行う時期	手続きの内容
接種前	「麻績村 県外定期予防接種実施依頼書 交付申請書」に必要事項を記入して、保健センターに提出してください。 後日、接種時に医療機関に提出する「麻績村 県外定期予防接種実施依頼書」を郵送いたします。
接種から接種後	(1) 予防接種実施医療機関に①「麻績村 県外定期予防接種実施依頼書」②麻績村の予診票③母子健康手帳(子どもの予防接種の場合)をお持ちになり、予防接種を受けてください。 接種費用は、会計時に一旦、全額お支払いください。 (2) 接種後、医療機関から発行された領収書(受けた予防接種の種類、金額が明記されたもの)と、村提出用の予診票を必ず受け取ってください。※補助金申請の際に必要となります。 (3) 接種後、次のものを、麻績村保健センターへ提出してください。 ①「麻績村 県外定期予防接種費用補助金 交付申請書兼請求書」 ②領収書の写し(受けた予防接種の種類、金額が明記されたもの) ③予診票の原本または写し ※申請を受け、補助金交付が決定次第、補助金をお振込みいたします。

**精神保健相談の
お知らせ**

精神科医師が、うつやひきこもり(不登校を含む)、認知症などに関する相談をお受けします。

相談は予約制です。相談日の3日前までに、保健センターにお申し込みください。

また、ご自宅への医師の訪問など、相談場所については可能な限り対応いたしますので、申込み時にご相談ください。

◇年間日程

令和4年12月14日(水)
令和5年3月22日(水)

日程は医師の都合で変更になることがあります。その場合は、広報無線でお知らせいたします。

◇相談時間

午後1時30分から
午後4時まで

◇会場

保健センター

「健康と福祉のひろば」に関するお問い合わせは 保健センター ☎0263(67)4856 まで

＜麻績村新型コロナワクチン 追加接種＞

「オミクロン株に対応した2価ワクチン」実施のお知らせ

このワクチンの接種は、国と地方自治体による新型コロナウイルスワクチン接種事業の一環として行われ、希望者は無料で受けられます。

対象は、これまで2回以上新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた12歳以上の方で、1人1回接種できます。

今回接種するワクチンは、ファイザー社製もしくはモデルナ社製のオミクロン株対応2価ワクチンで、新型コロナウイルス感染症の重症化予防、感染予防、発症予防を目的として接種します。このワクチンは、前回までに受けたワクチンの種類にかかわらず接種が可能ですが、1・2回目の接種には使えません。

ご予約の前に、必ず、お知らせ通知に同封されている、各社のワクチンについての説明書をよくお読みいただき、接種を受けることができない人、もしくは受けるに当たり注意が必要な人に該当しないかご確認いただき、副反応等にもご理解いただきますようお願いいたします。

また、このワクチン接種を受けても発症等を完全に予防できるわけではありませんので、ワクチン接種にかかわらず、引き続き、適切な感染予防対策を行う必要があります。

＜オミクロン株対応2価ワクチンとは＞

従来株（武漢株）とオミクロン株に対応した2つの成分が含まれているワクチンです。製剤自体は、これまで同様、メッセンジャーRNA(mRNA)ワクチンです。



＜副反応について＞

ワクチン接種後の副反応には、薬事承認において、ファイザー・モデルナどちらのワクチンも、これまでのワクチン（従来型）と同様の症状がみられています。

ワクチンによって、使用可能年齢が違います				
オミクロン株対応2価ワクチン	1・2回目接種対象者	3回目以降の接種対象者		
ファイザー社ワクチン	×（使用不可）	12歳以上	12歳以上 ○	18歳以上 ○
モデルナ社ワクチン	×（使用不可）	18歳以上	×	○

＜ワクチン接種の進め方＞

今回の接種は、4回目接種の対象者で接種を受けていない方を優先して接種を始めます。初回接種を完了した12歳以上で最終接種から3カ月以上経過している方が接種可能です。

村で実施する接種の進め方		
これまでの接種回数	接種券の発送時期	接種できる時期
2または3回	10月初旬	10月21日以降
4回	10月下旬	11月以降



麻績村 接種予定日（11月以降）							
日 程	11月13日(日)	11月18日(金)	11月19日(土)	11月26日(土)	12月3日(土)	12月4日(日)	12月17日(土)
時 間	一日	午後	午後	午後	午後	一日	午後
会 場	保健センター						
ワクチン	ファイザー						

＜ワクチン接種の予約について＞

今回の接種には、予約が必要です。

接種を希望される方は、「麻績村コロナワクチン接種予約専用ダイヤル」へ、お電話でお申し込みください。また、保健センター窓口でも来所による受付を行っています。

「麻績村コロナワクチン接種予約専用ダイヤル」

☎0263(88)5615（土日祝日除く 8:30～17:15）

（11月18日までは、朝8時から夕方6時まで時間を延長して受付しています）

＜県会場での接種について＞

村での接種予定日に都合が悪い方は、県で設置する会場でもお受けいただけます。

「長野県ワクチン接種会場運営事務局」

☎026(480)0400（土日祝日含む 9:00～17:30）



観光情報

シエーンガルテンおみ 光のページェント開催

シエーンガルテンおみの庭園をイルミネーションで彩る「おみ光のページェント」を開催します。期間は12月1日から2月28日まで、午後5時から9時までの点灯となります。

シエーンガルテンおみのご利用に合わせて、冬の風物詩となった風景をお楽しみください。



関係機関からの お知らせ

依存症家族教室の お知らせ

お知らせ

依存症家族教室とは、依存症当事者等の家族が、同じ悩みを抱える家族と安心して互いの気持ちを分かち合い、また本人との関わり方を学ぶための教室です。

ご希望の方は、事前にお申し込みのうえ、ご参加ください。

◇対象者

医師から依存症の診断を受けた、もしくは「乱用等」と言われている方の家族

◇日時・会場

令和4年12月1日(木)

午前10時から午前11時30分まで(1月以降は毎月第一木曜日)

会場は、申し込み時にお伝えします。

◇講師

精神科医師、公認心理師・臨床心理士、保健師、精神保健福祉士

◇お申し込み・お問い合わせ先
松本保健福祉事務所健康づくり支援課
☎0263(40)1938

企業就職面接会in松本 開催のお知らせ

ハローワーク松本では、令和5年3月新規規大・短大・専修学校等を卒業予定の方及び一般若年者を対象に、合同就職面接会を開催します。

◇日時・会場

令和4年11月21日(月)

午後1時30分から午後4時まで(入退場自由)
ホテルブエナビスタ

◇参加予定企業

松本・塩尻・安曇野・東筑・大北地域に就業場所を持つ企業(約60社参加予定)

◇受付時間

午後1時から
午後3時30分まで
※面接開始直後は会場内の混雑が予想されますので、来場時間の分散にもご協力をお願いします。

◇お問い合わせ先

ヤングハローワーク松本
☎0263(31)8600

秋の火災予防運動が実施されます。

11月9日(水)から11月15日(火)まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の意識を高め、大切な人や財産を失わないように日頃から注意しましょう。

令和4年度全国統一防火標語 **「お出かけは マスク戸締り 火の用心」**



「住宅用火災警報器の設置はお済みですか？」

設置がお済みでない方は設置しましょう。」

「住宅用火災警報器は、設置から10年を目安に

取替えをおすすめします!」



住宅用火災警報器の主な設置場所は、「寝室」「階段」「廊下」等になります。

(松本広域連合火災予防条例29条の3)

詳しくは、消防署までお問い合わせください。

お問い合わせ先 麻績消防署 ☎0263(67)2992

松本税務署からのお知らせ

ご存じですか?「インボイス制度」 税務署のインボイス制度説明会にご参加ください!

開催日	時間	内容	会場	申込先
11月17日(木)	11:00~12:00	初級編※	松本税務署 3階 大会議室 (松本市城西2-1-20) ○駐車場に限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。	先着20名(事前予約) 【初級編】受講の方 個人課税第一部門 ☎0263(39)3261 【中級編】受講の方 法人課税第一部門 ☎0263(39)3267
	14:00~15:00	中級編※		
11月18日(金)	10:30~11:30	中級編		
	15:00~16:00	初級編		
12月13日(火)	11:00~12:00	初級編		
	14:00~15:00	中級編		
12月14日(水)	10:30~11:30	中級編		
	15:00~16:00	初級編		

※【初級編】…消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け 【中級編】…インボイス制度を詳しく知りたい方向け

長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和4年10月1日から時間額908円に改正されました。この機会に、ご確認ください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施しています。ご活用ください。

【お問い合わせ先】

最低賃金 長野労働局労働基準部賃金室 ☎026(223)0555 または最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室 ☎026(223)0560
キャリアアップ助成金 長野労働局職業対策課 ☎026(226)0866

消費者ホットライン188とは?

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか?

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター

一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです。

困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を。

「泣き寝入りは超いやや(188)!」で覚えてね。

議会だより

No.146

☆9月定例会	15
☆8月・10月臨時議会	16
☆活動報告	16
☆一般質問	17
☆決算審査意見書	21
☆議案等の審議結果	23

発行 麻績村議会
編集 議会編集委員会
〒399-7701
長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地
電話0263-67-3001
FAX0263-67-3094

9月定例会

9月定例会は、9月6日から13日までの8日間の会期で開催された。

今議会もコロナ禍での開催となり、アルコール消毒やマスクの着用、傍聴席数の制限や議場内の換気の徹底などに加え、一般質問の時間や議員が自主的に通常より10分短縮し、45分とし全体の時間を短縮することも感染予防を徹底して行った。

9月の定例会については、決算議会とも言われ、令和3年度の一般会計や特別会計の決算について、その執行状況を確認し、認定を行うことが大きな議決事項となっている。

本会議第1日目は、諸般の報告として、令和3年度の麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する報告と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率と資金不足比率に関する報告が行われたあと、

- ・契約議案 1件
- ・条例改正議案 1件

- ・令和4年度補正予算 7件
- ・同意案件 3件
- ・令和3年度決算認定 8件

の合計20件が一括上程され、上程後全員協議会を行い契約議案1件について提出者より詳細説明を受け、審議・採決等を行い、原案のとおり可決した。また、一般会計と各特別会計については、7月に監査委員による決算の審査が行われており、その結果に基づき、飯森代表監査委員より「決算審査意見書」の報告がなされた。

本会議終了後、議会全員協議会を行い、可決された一議案と決算を除く、その他上程した議案等の詳細説明を提出者から受けた。

今回の一般会計の補正予算については、総額3億3070万円という規模の大きな補正となったが、その内訳は歳入として、地方交付税が約2億3030万円、前年度決算確定に伴う繰越金の増額8370万円などとなっている。

9月は前述のとおり決算認定が重要なものであるため、例年9月定例会の会期中に各会計の決算について、各課担当より詳細説明を受けることとなっており、9月7日に開催された総務経済委員会と社会文教委員会の中で説明を受けた。

前段の監査委員による決算審査において、執行状況に係る審査が行われているため、ここでは決算書に添付されている「効果調書」をもとに、執行した事業がどのような効果があったのか、事業を行ったことで成果はどうであったか、どのような方針で実施されたものであったかなどに主眼をあてた説明がなされた。

本会議2日目の9月9日には、一般質問を行い、7名の議員が登壇し、村政の執行状況や将来に對

する方針について所信を質し、あるいは報告、説明を求めた。

質問の内容については、「やまぼうし作業場」の改修、高齢者対策、マイナンバーカードの必要性、シエーンガルテン等の村営施設の運営、コロナウイルス感染症の感染に対する対策、中学校部活動の地域移行についてや空き家対策についてなど多岐にわたるものであった。

本会議3日目である9月13日は、第1日目に採決された議案以外の議案8件、決算認定8件、同意3件の審議・採決等を行い、原案のとおり可決した。

案件は全て全員賛成による承認・可決・認定・同意がなされた。

諸般の報告

求める意見書の提出を
求める陳情

条例の改正

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和4年度 補正予算

○一般会計補正
(第4号)

諸般の報告

○国民健康保険特別会
計補正 (第1号)

○沖繩を「捨て石」に
しない安全保障政策を

○聖高原別荘地地上権
分譲特別会計補正
(第1号)

○下水道事業特別会計
補正 (第1号)

○水道事業特別会計
補正 (第2号)

○介護保険特別会計
補正 (第1号)

○後期高齢者医療特別
会計補正 (第1号)

同意案件

○教育長の任命

加瀬 浩明氏

○教育委員会委員の
任命 高野 羊子氏

○固定資産評価審査
委員会委員の選任

森山 幸一氏

議員発議

○麻績村選挙管理委員
会委員及び同補充員
の選任

○議会議員の派遣

閉会中継続調査申出

○議会の運営に関する
事項
(議会運営委員会)

**選挙管理委員会委員長
及び補充員を選任**

9月定例議会で選挙

管理委員会委員及び同
補充員が選任された。
なお10月に行われた
選挙管理委員会委員
長に城山敏氏が選任さ
れた。

委員長 城山 敏氏
職務代理 柳澤 博氏
委員 柳澤 孝好氏
委員 川口 康治氏

8月臨時議会

上井堀地区において
水道整備事業が進めら
れており入札の結果、
工事請負契約の仮契約
が締結された。地方自
治法第96条第1項第5
号の規程及び議会の議
決の付すべき契約及び
財産の取得又は処分
に関する条例第2条の規
定に基づき、8月10日
に臨時議会が開催され
全会一致で可決された。

10月臨時議会

総務費・民生費・衛
生費・商工費において
早急に予算の補正が必
要となり、10月20日に
臨時議会が開催された。
総務費では原油価格
高騰対策生活支援筑北
地域共通燃料購入商品
券とそれに係る経費の
補正、民生費では価格
高騰緊急支援給付金と
生活困窮世帯緊急支援
金関連経費の増額補正、
衛生費では村新型コロナ
ナワクチン接種関連経
費の補正、また商工費
では新型コロナウイルス
感染症対策商工会支
援金などが計上された
もので補正額は、48
20万円の増額。今回
の補正により、令和4
年度的一般会計予算の
総額は30億7480
万円となった。

私たちはこんな活動をしています

8月

- ・第3回臨時議会
- ・議会全員協議会
- ・松本糸魚川連絡道路建設
推進議員連盟総会
- ・議会運営委員会
- ・国道403号期成同盟会
- ・議会連絡会
- ・例月出納検査
- ・青木麻績インター千曲線
整備促進期成同盟会同盟
会県要望
- ・大町麻績インター千曲線
整備促進期成同盟県要望

9月

- ・議会定例会
- ・議会全員協議会
- ・総務経済委員会
- ・社会文教委員会
- ・森林活性化促進議員
連盟県連絡会議
- ・町村議会議長会政務調査
会

10月

- ・例月出納検査
- ・長野県町村議会議長会
定期総会
- ・第4回臨時議会
- ・議会全員協議会
- ・例月出納検査
- ・議会だより編集委員会
- ・視察研修
(朝日村・生坂村)
- ・町村監査委員研修



男女共同参画・議会動画配信 先進地視察(朝日村・生坂村)

一般質問

質問事項

茂木 泰男

○共同作業場「山ぼうし」の改修等について

飯森 寛志

○高齢者（後期高齢者）の家庭への対応、対策について
○中山間地対策、麻績村農業再生協議会と関連団体との連携について
○保育園、学校（小・中）、通園通学路の更なる安心安全の通園通学について

宮川 秀俊

○マイナンバーカードについて ○水道事業について
○保育園のおむつ処理対策について ○長野自動車道麻績バス停について

清水 清

○シェンガルテンおみの運営について ○新型コロナウイルス感染症対応について
○村の危機管理対応について

飯森 茂孝

○「ウイズコロナ」に向けての感染対策は ○子ども・子育て支援について
○地区懇談会について

塚原 利彦

○中学校部活動の地域移行について ○公共交通の検討結果について
○シルバー人材センターへの委託業務に関して

宮下 朗

○空き家対策について ○リフォーム補助について
○創業支援について

「やまぼうし作業場」の施設改修について

設備の規模や財源を含む研究を進めている



茂木 泰男 議員

問 「障がい者を持つ両親」の精神的、経済的な負担は計り知れないものがある。生き生きと安心してすごせる「やまぼうし作業場」は欠かせない存在だ。現施設は旧保育園舎を移転された施設であり老朽化が進み大変危険な建物と思われる。過去の答弁では、福祉施設整備研究検討委員会を設け検討するとの前向きな姿勢が述べられていたが、現在までの進捗状況は。

答 現在「やまぼうし作業場」の施設は、老朽化により新たな施設の整備を検討している。現在、利用者の減少や作業量の減少、将来に向けた利用方法や利用者への把握、必要となる設備の内容や規模、財源等につき研究を進めているのが現在の状況である。

問 福祉施設の研究検討委員会の設置は。

答 現在まだ設置されておらず、現状ではどのような施設が考えられるのか、研究や情報収集をしている段階だ。関係される皆さんや団体等幅広く構成員に考えている。

問 過去にアンケートを実施した結果は。

答 調査の目的として村の地域共生社会の実現に向け、福祉全般、高齢者、障がい者支援等幅広い範囲で調査を行っている。回答率は約35%で、今後の施策の参考にと考えている。

問 回答者の年齢層は。

答 回答については、50代以上の方が多かった。

問 障がい者就労施設についての村長の考えは誰かが豊かな心で暮らせる麻績村になるよう日常的に働くことが出来る施設の早期建設を切望する。障がい者就労施設についての村長の考えは。

答 「やまぼうし作業場」の老朽化が進んでいるなかで、国の事業の制限、採択基準等もあり検討をしている状況だ。

高齢者の現状と対応、対策について

高齢者世帯は微増、 更なる具体的な施策支援を進めていく



飯森 寛志 議員

問 今後の、65歳以上、75歳以上の予想構成率、老老介護、認知介護の現状は

答 65歳以上の人口は既に減少傾向。令和17年には962人に減少と推計されており、高齢化率は50%と予想されている。

高齢者独居世帯と高齢者のみの世帯状況は、独居世帯が緩やかな増加傾向、高齢者のみの世帯は横ばい傾向と予想している。老老介護、認知介護世帯は個別には把握していない。65歳以上の介護認定は75世帯22%が支援を必要と考えている。

高齢者の見守りとしては、緊急通報装置、警備会社等と契約している世帯もあり、契約の一部を補助している。

又、配膳サービス、ケアマネージャー、民生委員の訪問等による見守り、郵便局との包括協定の中で異変があった場合の連絡通報により異変時の早期発見が出来ている。

支え合い台帳は社会福祉協議会に整備をお願いし、全地区で台帳の整備は済んでいる。

問 介護する側のリスク回避、フォロワーの考え方は

答 不安、知識、経験不足についても断らない相談体制、地域包括相談、心配事相談、社会福祉協議会の家族介護教室等が現在行われている。

問 県の高齢者プランとの連携と独自の施策は

答 国の指針を踏まえ県のプランと連携を取る中で、第8期計画が作成されている。



マイナンバーカードについて 証明書類の部外交付による経費負担は

検討中であるが機器導入に3,000万円、 年間540万円のシステム経費



宮川 秀俊 議員

問 8月末現在の交付率及び人数は

答 県発表の速報値では42・85%、1,106枚となっている。

問 国からの要請、来年度の交付税への影響は

答 国は来年3月までに全国民にカードを普及させることを目標にしている。全国の自治体への取得を一層推進するよう通知されている。カードの交付率が低い自治体は現時点において、地方交付税は減額されるものではないと認識している。

問 カード取得は任意だが、交付率を上げる必要やメリットについての周知が成されているのか

答 長野県では7月より普及促進に関する会議が開催され、多くの市町村より、もっと国が広報してもらわなければ困る、といった意見が出されている。今後、国・県等と連携して広報していきたい。

問 一番懸念されている点は情報漏洩であり、また必要性に疑問を感じている方も多くいるが、窓口においてよかった点は何か

答 現在、窓口においてカードを発行してこれができるというようなどきではないが、確定申告の申請に利用いただける。その他の利便性については今後、研究が必要かと思う。

問 近隣の自治体では証明書類のコンビニ交付が発表されている。部外交付についての考え及び経費負担の見通しは

答 検討を進めているが、現在使用しているシステムでの見積もりでは、機器導入に3,000万円以上、年間のシステム経費に540万円、そのほかに運営経費、発行手数料もかかる。発行できる種類を絞れば、機器導入に1,000万円弱、年間経費に200万円弱その他経費との案も示されている。今後、情報収集を行い研究を進めていきたい。

シェーンガルテンおみの運営について

都市との交流の施設であり 住民の福利厚生に必要不可欠な施設

清水 清議員



問 交流人口の流入、麻績IC開設を視野に地域活性化を踏まえシェーンガルテンおみが開設されたが現況をどう捉えているか。

答 平成7年4月オープン、都市と農村との交流の場、地域の皆さんにとって手軽に活用いただける施設として寄与している。必要不可欠な施設である。

問 指定管理制度をどのように捉えているか。

答 平成24年度より導入し本年で10年を迎えている。専門的なノウハウを持つ民間事業者の活用をし、多様化するニーズに答えサービスの提供につながり管理運営経費の削減にもつながる。

問 地産地消の観点について。特に都市部から

宿泊されるお客様に対しては、地元の食材を使った誇れる麻績村の田舎料理の提供が無限の可能性を秘めていると思うがいかがか。

答 地元を代表する食材を主にお米・野菜・リンゴ・加工品など利用者ニーズに合った料理の提供に務めている。

問 令和3年度決算で聖レイクサイド館と合わせて、年間4,000万円(日額10万円超)の指定管理料を支払っているが、国のコロナ感染症対策交付金が無くなったら一般財源での対応となるが心配である。歯止め対策が必要では。

答 現在もコロナ感染の影響を受けて厳しい状況である。指定管理者と協議をするとともに増収に向けてPR等に努めていく。

問 経営状況の公表についての考えはないか。

答 経営状況の公表は指定管理者の範疇であり、必要があれば指定管理者と協議、検討していく。

高校生等への通学補助事業について

年間、上限は5万円である

飯森 茂孝議員



問 J-R聖高原駅から通学する高校生への補助事業の進捗状態は。

答 高校生の通学補助については、新型コロナウイルスの影響を受けている子育て家庭の支援として、高校通学の費用に対して、補助を行うものである。通学校の最寄り駅までの年間定期代のうちの半額相当を補助するもので、上限は5万円である。ただし、高校生等としたものについては、公立、私立の高等学校の他、中学卒業後に通信制学校や専門学校等へ通う生徒も対象としている。高校卒業後に進学する大学、短大、専門学校等は、補助対象としていない。村から高校生等の通学に対して補助を

行うのは初めてとなるもので、教育委員会が重視する切れ目のない子育て支援の大きな柱となるものである。現在の進捗状況は、高校在学中の生徒のお宅に通知し補助申請に対しての周知を行っている。

問 主としてJ-R聖高原駅から通学する高校生への通学補助事業ということであるが、たとえば坂北駅で通学定期券を購入した場合の対応は。

答 今回の補助は、聖高原駅の利用促進という部分も含まれているので、聖高原駅での購入を対象とする。高校生の場合、一番多いのは6か月定期購入かと思われ。通常であれば4月から9月、そして10月から3月という定期の6か月定期が2回分という形になる。9月の早い段階に通知を出し聖高原駅での購入をお願いしたい。

「部活の地域移行」について 聖南中や筑北村教育委員会との話し合いは

7月に懇談し、合同部活実施等の合意はしたが、 他校も含めた検討も必要

塚原 利彦 議員



問 中学校の部活動の地域移行についてその制度の概要は。また、これに伴うメリット、デメリットは。

答 文科省で令和5年度から7年度までの間に地域移行を進めるという事で、学校としてしっかり連携を取りながら徐々に段階的に地域での活動に移行する。そして中学生に限らず、子どもから大人まで含めた地域の活動にしていく。これが制度の大きな概要である。メリットとしては、部活動の種目が増える事、それに伴って子どもたちの選択肢が増え、複数種目を兼ねる事もできる。また多世代での活動で地域スポーツ環境の充実や村民の健康増進等が期待できる。デメリットとしては、外部指導者の場合平日の

活動時間帯が遅くなる事、また複数の種目を行う場合、活動場所をどうするかといった事が考えられる。

問 制度移行に関して一番の課題は何か。

答 指導者がいるかどうか、その確保が最大の課題である。

問 部活の地域移行について生徒や保護者への説明は。

答 中学校の先生方と作業部会を立ち上げた。その中で詰めた内容を現在の中学1・2年の生徒と保護者、及び小学校6年生に概要説明や周知をする計画を立てている。

問 この事について、聖南中や筑北村教育委員会との話し合いは。

答 7月に筑北村教育委員会と懇談し、県からの指導内容と麻績村教育委員会の考えを説明し、連携や合同部活の実施について合意した。筑北と聖南だけで解決できる状況では無く、他の学校も含めるなど様々な検討を作業部会でしていく。

村内の空き家対策は

現在、空き家対策計画を策定中である

宮下 朗 議員



問 少子高齢化と都市部への人口流出により全国的に空き家が増え社会問題となっている。平成30年度の全国住宅土地統計調査によると、空き家率は13・6%、長野県は19・6%で全国3位となっているが、麻績村の状況はどうなっているのか。

答 平成30年6月中旬から9月末に、区長の協力を得て実態調査を行った。結果は、2年以上放置されている空き家総数が180棟。所有者及び管理者が判明している空き家は157棟、不明が12棟となっている。空き家の状態は、そのまま居住が可能な住宅が71棟、修繕が必要な住宅が61棟、そのまま放置すれば倒壊する危険がある住宅が19棟、衛生上有

害となる危険性のある住宅が15棟となっている。

問 今年度より空き家対策として「麻績村空き家改修及び片づけ等事業補助金」が始まっているが、申し込み状況はどうなっているか。

答 現在1件の補助金申請があり、21万6千円が支給された。また1件の相談を受けている。

問 前回の調査は4年前に実施されたものであり、現在では空き家の総数も増加していると考えられる。近隣市町村では、空き家対策計画を策定し、改修ばかりでなく解体についても補助金を出している。区長からの聞き取り調査だけでなく、立ち入り調査を含めた再調査を実施し、空き家対策計画を策定する考えは。

答 空き家対策計画策定については現在作業を進めている。再調査については政策を進めていく中で必要ならば実施する。

令和3年度 決算審査意見書

令和3年度麻績村各会計決算及び基金運用状況等審査意見書(抜粋)

★地方自治法第233

条第2項の規定により、審査に付された令和3年度麻績村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算及びそれぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査書、財産に関する調査書、各関係帳簿、証書類並びに同法第241条第5項の規定による各種基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおりである。

★審査の総括意見

1 審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算付属書類は、いずれも法令の規定に準拠して調整されており、計数は正確であり、予算の執行は適正であると認められた。
2 財産及び物品についても、適正に管理され、台帳等も概ね良好に整備されていることを認めた。
3 各基金の管理及び運用の状況は、その目的にしたがい適正に運営され、計数も正確であることを認めた。

★各会計別意見

1 一般会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額 3,570,330,052円

歳出決算額 3,356,669,279円

差引額 213,660,773円

令和3年度決算は前年度と比較すると、歳入が10,723千円(0・29%)、歳出は13,746千円(0・41%)とそれぞれ減となっている。

歳入の収納率は93・2%(前年度89・3%)、収入未済額は256,635千円で前年比165,958千円の減となった。また、不納欠損額は1,761千円で、前年比3,537千円の減となった。歳出の執行率は総務費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費に翌年度への繰越金があるため88・1%となっている。

基金積立は144,000千円、取崩が67,000千円、繰上償還金は55,095千円で、実質単年度収支は129,652千円の黒字決算となった。財政指標である財政力指数は単年度で0・165、3ヶ年平均で0・180となっている。

経常収支比率は72・8%で前年度より5・6ポイント下がった。実質公債費比率は5・3%となり単年度では0・5%増加、3か年平均では0・4%の増加となった。これらの指標及び積立金の状況から見て健全財政を維持しているものと判断する。

となった。前年度実質収支が106,217千円であるため、本年度単年度収支は、2,443千円の赤字となった。

個人村民税 3,330円
前年比 85,013円の減
固定資産税 296,500円
前年比 58,400円の増
合計 299,830円
前年比 26,613円の減
前年度より26千円の減となり、徴収率も99・8%と高水準で滞納整理に対する努力の成果が前年度に続き出ている。

4%と前年度同様に低い。また、国庫支出金は81・0%、県支出金は76・8%、村債86・0%となっている。

イ 村税の滞納 個人村民税 3,330円
前年比 85,013円の減
固定資産税 296,500円
前年比 58,400円の増
合計 299,830円
前年比 26,613円の減
前年度より26千円の減となり、徴収率も99・8%と高水準で滞納整理に対する努力の成果が前年度に続き出ている。

ウ 別荘地貸付収入 現年度調定額は11,552千円、収入済額10,014千円(収納率86・6%)(前年度85・9%)。過年度分調定額16,478千円、収入済額9,78千円、収納率5・9%(前年度7・4%)となった。不納欠損処分は1,704千円執行され、前年度より3,501千円の減となっている。

エ 公有財産について、稼働状況等の個別評価を適切、継続的に実施し長寿命化、更新、要否等今後の財政負担を展望し、健全な財政管理が維持されるよう尽力されたい。

ウ 桑山地区の移住定住促進住宅が4戸建設され計9戸となり、人口社会増に寄与している。今後も建設が予定されている他、移住体験住宅の活用などもあわせ若者の移住定住が一層進むことを期待する。

工 NPO法人による若い農業後継者育成により、自立する地域おこし協力隊員も出ており農地荒廃化の抑制に成果が出ている。引き続き定住促進に向けた支援も含め、地域農業を元気にする取り組みに期待したい。

2 国民健康保険 特別会計

形式収支は28,793千円、単年度収支1,469千円、実質単年度収支は6,469千円となった。

歳入決算状況は調定額294,016千円に対し収入済額293,378千円で収納率は99.7%である。歳入の主たるものは、国民健康保険税50,989千円(構成比17.3%)、県支出金186,826千円(構成比63.7%)で、一般会計からの繰入金は26,061千円で、前年度より815千円の増となっている。

また、近年頻発する気象災害等について災害に強い村づくりを進められるよう、防災マップの周知や各種防災訓練の実施、意識の向上に努め安全安心施策の万全な取り組みを望む。

れ、学校教育の方向性が変化してきている。少子化に伴う学校生活の変化に合わせ子どもたち一人ひとりの「個性」を大切にしたい教育の実践を望む。

3 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計

村所有の別荘地が前年より27区画増え、1,268区画となり、全体の66.1%を占めている。本年度の販売実績は無かった。

4 住宅団地分譲事業 特別会計

未販売の1区画が販売され、本会計の目的であった住宅分譲事業が終了したこと、事業費の清算を行い、麻績村住宅団地分譲事業特別会計の廃止が行われた。

5 下水道事業 特別会計

歳入は、使用料及び手数料44,035千円(構成比29.7%)、前年度対比635千円増、一般会計繰入金79,800千円(構成比53.9%)、前年度対比968千円の減となった。

歳出は、公債費が82,780千円(構成比57.7%)、前年度対

比2,079千円の増、また建設改良費は16,162千円、前年度対比13,351千円の減となった。実質収支は4,464千円で単年度収支では3,238千円の赤字となった。

6 水道事業 特別会計

歳入の主たるものは、使用料及び手数料62,922千円(構成比43.4%)、一般会計繰入金60,130千円(構成

比41.5%)である。歳出では、公債費75,089千円(構成比52.5%)、建設事業費25,301千円(構成比17.7%)となった。使用料の未収額は、1,127千円である。引き続きの滞納整理を望む。

7 介護保険 特別会計

歳入の主たるものは、国庫支出金130,550千円(構成比24.7%)、支払基金交付金105,146千円(構成比19.9%)、繰入金79,755千円(構成比15.0%)、保険料78,427千円(構成比14.8%)。歳出は、保険給付費377,338千円(構成比81.6%)である。

30,696千円(構成比64.7%)、一般会計からの繰入金15,563千円(構成比32.8%)が主たるもので、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金43,621千円(構成比93.4%)である。

9 高等学校生徒奨学基金運用状況

新たな貸し出し件数はない。関係証券と計数を照合した結果、正確であることを認めた。

10 土地開発基金 運用状況

土地3筆の内2筆を村に売り渡し、1筆は宅地として販売したので、基金には土地の所有はなくなった。その他、運用益の積立である。

審査のおわりに

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び効果調書並びに財産備品、基金、契約、財産援助団体の事業報告又全般にわたる管理等に係る関係書類の提出や説明を受け、審査を終了した結果は、前述

年間有収水量 (単位: m)

区分	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間総配水量	331,000	321,000	316,000	315,000	307,000
年間総有収水量	281,744	273,650	269,287	271,487	264,609
有収率(%)	85.12	85.25	85.22	86.19	86.19

のとおり計数に誤りがなく帳簿、伝票、証書類も概ね良く整備されている。

財政については、実質公債費比率、将来負担比率など基準を大きく下回っていることや基金の状況からして健全財政を維持していると判断できる。

村債の借入残高は、大型事業等の影響により増加傾向が続いている。今後も大型の事業等の実施による起債の借入金額は高い水準で推移する傾向が予想されるため、将来を見据え健全な財政が保たれるよう努めていく必要がある。

また、元利償還金額の増加が見込まれるため実質公債費比率は上昇に転ずると予測される。

今後とも健全な財政運営に配慮するとともに財源を有効に活用し、今年度、最終年度となる「第6次麻績村振興計画」の将来像「明るい未来へつながる元気な麻績村」の実現に向けた村づくりに一層の努力を願う。

令和3年度は令和2

年度同様に新型コロナウイルス感染症に大きな影響を受け、ワクチン接種等、対策に万全を期してきたにも関わらず、現在もなお収束が見通せていない。麻績村はある程度の感染が抑えられているものの、住民の地域活動自粛や各種会合・イベントの中止、延期など事業執行に影響があった。今後の住民の社会生活、経済情勢の変化に迅速・的確に応える事業展開と「ウィズコロナ・アフターコロナ」を見据えた住民目線の行政運営を期待し意見書とする。

**令和3年度
麻績村健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見書**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定に基づき、審査に付された令和3年度決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率について令和4年8月4日に関係書類を審査したお

り意見を付して提出します。

1 審査の概要

令和3年度麻績村一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、村長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計における資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に従って適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

3 個別意見

(1) 健全化判断比率
① 実質赤字比率
実質赤字比率は、実質赤字額がないことか

ら、比率は生じていない。

② 連結実質赤字比率
連結実質赤字比率は、連結対象の各公営企業会計のいずれも資金の不足はないことから、比率は生じていない。

③ 実質公債費比率
実質公債費比率は、5・3%となっており、早期健全化基準の25・0%を下回っている。

④ 将来負担比率
将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回っているため、比率は生じていない。

(2) 資金不足比率
各公営企業会計の資金不足比率は、資金の不足がないので、いずれの会計も比率は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

編集委員

- 飯森寛志
- 宮川秀俊
- 清水清治
- 清村賢治
- 峯村賢治

*案件名称のうち、「麻績村」は省略します。

【議案等の審議結果】

案件種別	議案番号	名称	議員名と賛否							
			飯森茂孝	塚原利彦	宮下 朗	茂木泰男	飯森寛志	宮川秀俊	清水 清	
認定	認定1号	令和3年度 一般会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	
認定	認定2号	令和3年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	
認定	認定3号	令和3年度 聖高原別荘地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	
認定	認定4号	令和3年度 住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	
認定	認定5号	令和3年度 下水道事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	
認定	認定6号	令和3年度 水道事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	
認定	認定7号	令和3年度 介護保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	
認定	認定8号	令和3年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○	
議案	議案1号	令和4年度 社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	○	
議案	議案2号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	○	○	○	
議案	議案3号	令和4年度 一般会計補正予算（第4号）	○	○	○	○	○	○	○	
議案	議案4号	令和4年度 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	
議案	議案5号	令和4年度 聖高原別荘地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	
議案	議案6号	令和4年度 下水道事業特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	
議案	議案7号	令和4年度 水道事業特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	
議案	議案8号	令和4年度 介護保険特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	
議案	議案9号	令和4年度 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	
同意	同意1号	教育長の任命について	○	○	○	○	○	○	○	
同意	同意2号	教育委員会委員の任命 【高野羊子氏：新任】	○	○	○	○	○	○	○	
同意	同意3号	固定資産評価審査委員会委員の任命 【森山幸一氏：再任】	○	○	○	○	○	○	○	
発議	発議2号	議会議員の派遣	○	○	○	○	○	○	○	

おみ 農業委員会だより

発行
麻績村農業委員会
編集
だより編集委員会
第56号



令和4年度

農地パトロール

農業委員会では、毎年村内全域の農地パトロール（農地利用状況調査）を行っています。優良農地の確保・保全と遊休農地・違反転用等の発生を未然に防ぐため、農業委員が村内を巡回し利用状況を調査しました。



農業委員会の活動



今年も芝苗の配布を行う予定でしたが、播種した芝の種がうまく発芽せず、配布することができませんでした。高温によるものか、病気なのか、原因は不明です。



長野市「営農集団 大岡三千石」視察

令和4年8月5日



長野市大岡地区の有志が「営農集団大岡三千石」を結成し、高齢化で手が回らなくなった田の作業受託や耕作放棄地の再生を行っています。長野市農業委員会会長代理の曾根信一さんから説明を受けました。

現在40代から70代の18人の仲間で活動しており、米の育苗、生産、販売が主な事業です。大岡でも遊休農地が増加しており、良い条件の土地を農地中間管理機構を通じて無料で借りています。



令和4年度

雑草イネ調査

令和4年8月18日

農業委員会では村内の田んぼで雑草イネの発生状況調査を行いました。今回も複数の圃場で発生が確認されました。雑草イネの特徴の赤い穂先を確認しました。



農業機械導入補助あります！

麻績村の農業振興を図ることを目的として、農業用機械等の購入経費の一部を補助する事業が令和4年4月に新設されました。

○条件

- ・麻績村に住所がある
- ・村へ納付すべき税金や料金に滞納が無い
- ・取扱店から10万円以上(税抜)以上で購入

○補助金額

- ・申請事業費の1割(上限10万円)

○まずは

- ・機械を買う前に、役場に相談
- ・申請書、見積書の提出が必要です

○詳しくは

- ・役場振興課農政係(☎0263-67-4853)まで

農業委員会からの

お知らせ

●農地法第3条、第5条の申請の締め切りは、毎月15日です。

(15日が土日祝の場合は次の平日)

●例会は毎月下旬(25日前後)に開催しております。



国が支える。
大きな安心!

しっかり積み立て、
安心して豊かな老後を

農業者 年金

3つの
加入要件

- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事

6つのメリット!

1. 少子高齢化に強い「積立方式」
2. 自由な保険料設定(月額2万円~6万7千円)
3. 終身年金で80歳まで保証
4. 税制優遇(全額社会保険料控除の対象)
5. 国庫補助(40歳未満の認定農業者・新規就農者等)
6. 国民年金の付加年金に加入(受給開始後2年で回収可能)



全国農業 新聞

週刊 月4回
金曜日発行

月700円 年8,400円
(消費税込)

購読のお申込みは、農業委員会
までお気軽にご連絡ください。

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

全国農業新聞は地域農業者の
代表機関である農業委員会の
ネットワークが発行する
週刊の農業総合専門誌です。

発行 全国農業会議所 <https://www.nca.or.jp/shinbun/>

資料請求はホームページから <https://www.nounen.go.jp/>

編集後記

長野市大岡の「営農集団大岡三千石」の視察を行いました。大岡でも高齢化、担い手不足、遊休農地の増加など麻績村と同じ課題を抱えていました。

曾根さんの説明で「全ての農地を守ることはできない、条件の良い場所だけ管理する。法面が2メートル以上ある田はスパイダーモアで管理できないため借りない。」とても印象的な言葉でした。



秋の出来事

～夏から実りの秋へ～



おみ図書館 ファーストブック



二十歳の集い



信州聖山天空ラン
[折り返し地点]聖山山頂



保育園 運動会



小学校 音楽会